

第54号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に関する審査等に係る手数料を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係） 1 総務関係～3 建設関係（略） 4 消防関係			別表（第2条関係） 1 総務関係～3 建設関係（略） 4 消防関係		
事務	手数料を徴収する事務	金額	事務	手数料を徴収する事務	金額
1（略）			1（略）		
2 消防 法第1 1条第 1項前 段の規 定に基 づく危 険物の 製造	(1)（略） (2) 消防法第11条 第1項前段の規定 に基づく貯蔵所の 設置の許可の申請 に対する審査	イ～ニ（略） ホ 浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所の設置の 許可の申請に係る審査 次 に掲げる浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク貯蔵所の	2 消防 法第1 1条第 1項前 段の規 定に基 づく危 険物の 製造	(1)（略） (2) 消防法第11条 第1項前段の規定 に基づく貯蔵所の 設置の許可の申請 に対する審査	イ～ニ（略） ホ 浮き屋根式特定屋外タン ク貯蔵所及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所の設置の 許可の申請に係る審査 次 に掲げる浮き屋根式特定屋 外タンク貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク貯蔵所の

改正後		改正前	
所，貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務		区分に応じ，それぞれ次に定める金額 (1)・(2) (略) (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 590, 000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 950, 000円</u> (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 270, 000円</u> (6)～(8) (略) ヘ～ヲ (略)	所，貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務 区分に応じ，それぞれ次に定める金額 (1)・(2) (略) (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 580, 000円</u> (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1, 940, 000円</u> (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2, 260, 000円</u> (6)～(8) (略) ヘ～ヲ (略)
	(3) (略)	(3) (略)	
3～7 (略)	3～7 (略)		
5 その他共通関係 (略)	5 その他共通関係 (略)		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

参 照

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可に関する審査等に係る手数料を引き上げるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

危険物の貯蔵所の設置許可に関する審査等に係る手数料を次のとおり改定する。

(別表 4 消防関係の表関係)

事務	区分	数量	改正案	現 行
危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,590,000 円	1,580,000 円
		50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,950,000 円	1,940,000 円
		100,000k1 以上 200,000k1 未満	2,270,000 円	2,260,000 円

3 施行期日

令和元年10月1日